

# 秋田県道路交通環境安全推進連絡会議会則

## (名称)

第1条 本会は、「秋田県道路交通環境安全推進連絡会議」（以下推進連絡会議という）と称する。

## (目的)

第2条 推進連絡会議は、秋田県内において、秋田県警察及び道路管理者が連携して実施する安全な道路交通環境の整備のための主要施策について、計画、実施、評価各段階における連絡調整、地域住民等への広報や地域住民等の道路交通環境に関する意見を主要施策に反映させることを目的として設置する。

## (適用範囲)

第3条 推進連絡会議における適用範囲は、交通安全の長期計画に基づく施策や、秋田県警察及び道路管理者が連携して実施する施策の他、秋田県の交通状況をふまえ緊急に実施する事項を対象とし、その内容は次のとおりとする。

- ・幹線道路における事故多発地点の解消
- ・生活道路における暮らしの安全確保（コミュニティゾーン）
- ・わかりやすい道路標識の整備
- ・住民の参画による安全な道路交通環境整備
- ・重大事故の再発防止
- ・事故の危険性が高い特定の区間の明確化
- ・路面標示の効率的・効果的な維持管理

## (構成)

第4条 1) 推進連絡会議の構成は以下のとおりとする。

秋田県警察本部交通部	交通企画課長	
	交通規制課長	(副議長)
国土交通省東北地方整備局	秋田河川国道事務所長	(議長)
	湯沢河川国道事務所長	
	能代河川国道事務所長	
秋田県建設部	道路課長	(副議長)
秋田県生活環境部	県民生活課長	
秋田県観光文化スポーツ部	観光戦略課長	
秋田市建設部	道路建設課長	
東日本高速道路株式会社東北支社	秋田管理事務所長	
	青森管理事務所長	

2) 推進連絡会議には以下の役員を置く。

議長 1名  
副議長 2名

3) 構成は、必要により推進連絡会議で変更できるものとする。

## (運営)

第5条 1) 議長は、会務の統轄、会議の招集、会議の進行をおこなう。  
議長は、必要に応じ議長が指名する臨時委員を会議に参加させることができる。

2) 副議長は、議長を補佐し、議長に事故ある時は、その職務を代行する。

(事務局等)

- 第6条 1) 推進連絡会議には事務局及び事務局会議を設置する。
- 2) 事務局は、国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所道路管理第二課に置き、秋田県警察本部交通規制課と共同でその任にあたるものとする。
- 3) 事務局会議の構成は次のとおりとする。
- |                 |           |                      |
|-----------------|-----------|----------------------|
| 秋田県警察本部         | 交通部       | 交通企画課長補佐<br>交通規制課長補佐 |
| 国土交通省東北地方整備局    | 秋田河川国道事務所 | 道路管理第二課長<br>調査課長     |
|                 | 湯沢河川国道事務所 | 道路管理課長               |
|                 | 能代河川国道事務所 | 道路管理課長               |
| 東日本高速道路株式会社東北支社 | 秋田管理事務所   | 工務担当課長               |
|                 | 青森管理事務所   | 工務担当課長               |
| 秋田県             | 建設部       | 道路課チームリーダー           |
| 秋田市             | 建設部       | 道路建設課主席主査            |
- 4) 推進連絡会議に必要な予算は、事務局会議において運営するものとする。
- 5) 事務局には、事務局長を置く。
- 6) 事務局長は、必要に応じて事務局長が指名するオブザーバーを会議に参加させることができる。

(アドバイザー会議)

- 第7条 1) 推進連絡会議は、学識経験者、関連団体の代表等からなるアドバイザー会議を設置し、必要に応じてアドバイザー会議を招集し、主要施策の実施、評価及び新規施策に関する助言、指導を受ける。
- 2) アドバイザー会議の構成は以下のとおりとする。
- |               |            |
|---------------|------------|
| 秋田大学          | 土木環境関係専門分野 |
| 秋田県交通安全協会     | 専務理事       |
| 秋田県バス協会       | 専務理事       |
| 秋田県ハイヤー協会     | 専務理事       |
| 秋田県トラック協会     | 専務理事       |
| 日本自動車連盟秋田支部   | 秋田支部長      |
| 秋田県交通安全母の会連合会 | 会長         |
- 3) アドバイザー会議の招集時期は、推進連絡会議において合同で開催することができる。
- 4) 構成は、必要により推進連絡会議で変更できるものとする。

(調査委員会)

- 第8条 1) 推進連絡会議は、学識経験者、事故分析専門家等からなる調査委員会を設置し、必要に応じて調査委員会を招集し詳細調査、分析結果、改善策の立案等の報告を受ける。
- 2) 調査委員会の構成及び招集時期は、社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際に、事故の内容及び状況により、推進連絡会議においてその都度選任、招集する。

(下部組織)

- 第9条 1) 推進連絡会議は、主要施策に応じて適宜下部組織を設立し、道路交通安全事業に関する関連機関や地元住民等からの意見を主要施策に反映させることができる。
- 2) 下部組織の構成は適宜決定するものとする。
- 3) 下部組織で決定した事項は、推進連絡会議で報告するものとする。

附則 この会則は、平成13年2月27日から施行する。  
平成18年11月27日一部改則。  
平成22年9月29日一部改則。

平成24年 7月11日一部改則。  
平成28年 3月 4日一部改則。  
令和 5年 2月13日一部改則。  
令和 7年 7月31日一部改則。